

○令和5年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通	3 運営	変更の届出等	介護保険法 第75条第1項 介護保険法施行規則 第131条第1項	勤務形態一覧表を確認したところ、介護支援専門員について、当所に届出がある職員が既に退職し、新たに別の職員が就任していたが、当該変更届が提出されていなかったため、変更届を提出すること。	西濃県事務所
2	共通	3 運営	変更の届出等	介護保険法 第75条第1項 介護保険法施行規則 第131条第1項	運営規程の職員の員数、営業日、営業時間に相違があるため、規定を変更し、変更届を提出すること。	西濃県事務所
3	共通	3 運営	変更の届出等	介護保険法 第75条第1項 介護保険法施行規則 第131条第1項	運営規程に苦情に対応するために講ずる措置に関する事項が規定されていないため、規定を変更し、変更届を提出すること。	西濃県事務所
4	共通	3 運営	変更の届出等	介護保険法 第75条第1項 介護保険法施行規則 第131条第1項	運営規程の営業日及び営業時間、通常の事業の実施地域について、重要事項説明書と相違しているため、内容を一致させること。それに伴い、運営規程を変更する場合は、変更届の届出を行うこと。	西濃県事務所
5	共通	3 運営	変更の届出等	基準条例第238条、第256条（第238条準用） 介護保険法第75条第1項	運営規程について、職員の員数及び営業日に重要事項説明書と相違があるため、整合性を図るとともに、令和6年4月1日付けで虐待防止のための措置に関する事項についての条文を定めるよう変更し、変更届を当所に提出すること。	西濃県事務所

○令和5年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	1 人員	訪問介護員等の員数	基準条例第77号第6条	管理者およびサービス提供責任者の勤務実績がわかるものを整備すること。	西濃県事務所
2	訪問介護	3 運営	内容及び手続きの説明・同意	基準条例第77号第9条	重要事項説明書に記載の利用料金について、加算料金の表記が実際に取得している加算と異なっているため修正すること。	西濃県事務所
3	訪問介護	3 運営	サービス提供の記録	基準条例第77号第20条	訪問介護記録（システム登録）と介護報酬請求を突合したところ、1回分の記録が確認できなかった。紙面での記録がある場合、介護記録として適切に保存し、記録がない場合は、報酬の返還を行うこと。また、開設時から記録が適切に保存されているか全て確認を行い、記録がない場合は報酬の返還を行うこと。	西濃県事務所
4	訪問介護	3 運営	秘密保持等	基準条例第77号第33条の2	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	西濃県事務所
5	訪問介護	4 報酬	特定事業所加算	平成27年厚生労働省告示第95号の3 平成12年3月1日老企第36号第2の2（12）	特定事業所加算について、利用者の総数のうち要介護4又は5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMの利用者並びにたんの吸引等の行為を必要とする利用者の数が令和3年度以降、加算要件を満たしていなかったため、報酬の返還及び介護保険費算定に係る体制等に関する届出を行うこと。	西濃県事務所
6	(介護予防)訪問看護	1 人員	看護師等の員数	基準条例第77号第60条	職員全員について、出勤簿を作成しておらず、看護職員の員数が、常勤換算方法で2.5人以上あるのか勤務実態が確認できなかった。事業所に従事する全職員について勤務実績が確認できるよう書類を作成し、提出すること。	西濃県事務所
7	(介護予防)訪問看護	1 人員	看護師等の員数 管理者	基準条例第77号第60条	勤務体制を確認したところ、法人の代表である管理者兼看護職員について出勤簿が作成されておらず、事務所で職務に従事した証跡が確認できなかったため、事業所に従事する全職員について勤務実績が確認できるようにすること。	西濃県事務所
8	(介護予防)訪問看護	1 人員	看護師等の員数 管理者	基準条例第77号第60条、第61条	出勤簿、雇用通知、資格要件などにより、人員配置を除く基準を満たしていることを確認したが、訪問看護業務と有料老人ホーム業務の従事時間を分離して管理されていなかったことにより、訪問看護の人員配置基準である常勤換算法による人員2.5人以上が満たされているか確認ができなかった。人員配置基準の確認のため訪問看護事業所と有料老人ホームの勤務形態一覧表を作成し提出すること。 また、届け出のある営業時間と職員の配置時間に差異があるので、実態に合わせた営業時間を届け出ること。	西濃県事務所
9	(介護予防)訪問看護	3 運営	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	基準条例第77号第68条	利用者3名のサービス提供記録実績と介護報酬請求を突合したところ、内1名に実施回数に不一致あったので、訪問看護記録と突合したところ、記録に記載の実施日がすべて1日ずれていた。このため月末にサービス提供した記録を翌月で提供したことになり、本来の請求月に加え、翌月の請求にも計上されていたことを確認した。また、居宅サービス計画によれば、訪問看護I1（20分未満）で請求すべきところ、訪問看護I2（30分未満）で請求していた。さらに同一建物等集中減算をしていない請求もあった。当該事業所の介護報酬請求を自主点検し報告するとともに返還が生じた場合過誤調整すること。 なお、報酬請求に当たっては、必ず複数の職員により内容を確認すること。	西濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
10	(介護予防) 訪問看護	3 運営	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	基準条例第77号 第68条	利用者3名のサービス提供記録実績と介護報酬請求を突合したところ、内1名に実施回数に不一致あったので、訪問看護記録と突合したところ、記録に記載の実施日がすべて1日ずれていた。このため月末にサービス提供した記録を翌月で提供したことになり、本来の請求月に加え、翌月の請求にも計上されていたことを確認した。また、居宅サービス計画によれば、訪問看護I1(20分未満)で請求すべきところ、訪問看護I2(30分未満)で請求していた。さらに同一建物等集中減算をしていない請求もあった。当該事業所の介護報酬請求を自主点検し報告するとともに返還が生じた場合過誤調整すること。 なお、報酬請求に当たっては、必ず複数の職員により内容を確認すること。	西濃県事務所
11	(介護予防) 訪問看護	3 運営	緊急時等の対応	基準条例第77号 第70条	利用者の病状の急変など、緊急時には必要に応じて臨時応急の手当や主治医への速やかな連絡などを取り決めた緊急時の対応マニュアルが整備されていなかったため、緊急時の対応マニュアル作成すること。	西濃県事務所
12	(介護予防) 訪問看護	3 運営	勤務体制の確保等	基準条例第77号 第73条(第30条第4項準用)	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等必要な措置を講じること。	西濃県事務所
13	(介護予防) 訪問看護	3 運営	苦情への対応等	基準条例第77号 第73条(第36条準用)	苦情対応について、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載すること。	西濃県事務所
14	(介護予防) 訪問看護	3 運営	事故発生時の対応	基準条例第77号 第73条(第38条第1項準用)	事故が発生した場合は市町、当該利用者の家族への連絡だけでなく、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等、県への連絡を事故対応マニュアルに追加すること。	西濃県事務所
15	(介護予防) 訪問看護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	基準条例第77号 第103条(第9条第1項準用) 基準要綱 第3の6(3)ス(第3の1(3)イ準用)	重要事項説明書に福祉サービス第三者評価の実施状況を記載すること。	西濃県事務所

○令和5年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	3 運営	非常災害対策	基準条例第77号 第100条第1項	非常災害対策に係る火災のマニュアルはあったが、地震等の対応に係るマニュアルがなかったため、地震等の対応に係るマニュアルを追加すること。	西濃県事務所
2	通所介護	3 運営	非常災害対策 避難確保計画	基準条例第77号 第100条 水防法第15条の3 土砂災害防止法第 8条の2	非常災害対策計画又は避難確保計画において、施設利用者の避難を行う目安として、「警戒レベル3」（高齢者等避難）が市町において発令された段階とすることを明記し、避難開始のタイミングを施設職員へ周知すること。	西濃県事務所
3	通所介護	3 運営	秘密保持等	基準条例第77号 第103条（第33条 第1項準用）	従業員の秘密保持等について、（退職後も同様に）正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、書面による誓約書を得るなど、必要な措置を講じること。	西濃県事務所

○令和5年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	(介護予防) 短期入所生活 介護	1 人員	内容の手続きの説明・ 同意	基準条例第77号 第139条	重要事項説明書が、運営規程の概要について未記載の部分があること、契約書の内容と合致しない部分があること、福祉サービス第三者評価の実施状況が未記載であるため、記載をすること。	西濃県事務所
2	(介護予防) 短期入所生活 介護	1 人員	内容の手続きの説明・ 同意	基準条例第77号 第139条	代表者が交代したにもかかわらず、契約書及び重要事項説明書の契約者が変更されていなかった。また、要介護認定区分に変更がない場合更新できない等の契約更新規定に不備があった。様式を改正し対応すること。	西濃県事務所

○令和5年度 実地指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	3 運営	内容及び手続の説明・同意	基準条例第79号第7条	契約書及び重要事項説明書を確認したところ、重要事項説明書の記載内容に1割負担分の説明しか記載されておらず、負担率に伴い負担額が変わる説明が記載されていなかった。また、報酬単位当たりの単価の説明がなく、地域によって負担が変わる説明もなかった。負担割合と報酬単位単価の説明を記載した重要事項説明書に改めること。	西濃県事務所
2	介護老人福祉施設	3 運営	勤務体制の確保等	基準条例第79号第30条第4項	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講ずること。	西濃県事務所
3	介護老人福祉施設	3 運営	事故発生の防止及び発生時の対応	基準条例第79号第33条第1項	利用者の薬等の保管場所について、誰でも出入り自由な状態にあった。看護師在室時においても死角となる扉を閉鎖することや、所属の看護師が不在となる際には施錠をするなど対策を講ずること。	西濃県事務所
4	介護老人福祉施設	3 運営	事故発生の防止及び発生時の対応	基準条例第79号第41条	事故防止のための委員会は、少なくとも月1回以上開催すること。	西濃県事務所
5	介護老人福祉施設	3 運営	事故発生の防止及び発生時の対応	基準条例第79号第41条	事故発生防止のため委員会の議事録について、記録がない月があったため、委員会は少なくとも月1回以上開催し、議事録を作成し、改善策等を従業者に周知徹底すること。	西濃県事務所
6	介護老人福祉施設	3 運営	運営規定	基準条例第79号第32条 水防法第15条の3 土砂災害防止法第8条の2	避難確保計画において、施設利用者の避難を行う目安として、「警戒レベル3」（高齢者等避難）が各市町において発令された段階とすることを明記し、避難開始のタイミングを施設職員が認識するようにすること。	西濃県事務所
7	介護老人福祉施設	4 報酬	サービス提供体制強化加算	平成27年厚生労働省告示第95号の87・平成12年3月1日老企第40号第2の5(40)	サービス提供体制強化加算Ⅱの算定のための、前年度の介護福祉士の割合を満たしているか確認できなかった。算定根拠を提出すること。	西濃県事務所
8	介護老人福祉施設	4 報酬	介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算	令和5年3月1日老発0301第2号	処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算について、例年、計画書及び実績報告書が期限以内に提出されていないため、期限を順守すること。	西濃県事務所